

フリースクール等に通う不登校児童生徒調査研究事業に関する Q&A

Q 1. 県教育委員会が認定したフリースクール等がありますか。

A 1. 教育委員会が認定しているフリースクール等はありません。

Q 2. 審査に通るフリースクール等の条件はありますか。

A 2. フリースクール等の設置目的などに、「「不登校等のこどもへの相談・支援」も行うこと」があるため、活動実績のある通所型の施設になります。

詳しくは、実施要項の「4 調査の対象となる児童生徒」を御覧ください。

Q 3. 現在通っているフリースクール等は、学校では出席扱いになっていません。この場合は、対象となりますか。

A 3. 出席及び出席扱いに関することについては、申請の要件等には該当しません。

実施要項に記載してある申請の要件等を御確認の上、申請してください。

Q 4. オンライン学習のみのフリースクール等に通っています。この場合は、対象となりますか。

A 4. 対象とはなりません。

本事業の対象となるフリースクール等は、通所型の施設となります。

Q 5. 月に1回程度、地域の貸会議室等でフリースクール等のイベントが開催されて参加しています。この場合は、対象となりますか。

A 5. 通所型の施設ではないため、調査の対象となるフリースクール等には該当しません。

Q 6. これから開設されるフリースクール等に通わせようと思っていますが、本事業の対象となりますか。

A 6. 活動実績があるフリースクール等が申請の要件となります。本事業の活動実績とは、継続的に不登校のこどもへの支援ができており、社会的自立に向けた取組になっていることです。

これから開設されるフリースクール等については、活動実績を個別に確認させていただきますので、担当まで御連絡ください。

Q 7. 県内私立学校に在籍するこどもは対象となりますか。

A 7. 対象とはなりません。

私立学校は、対象等に含まれていません。本事業は、お子様及び保護者に加え、在籍する学校からも情報収集するため、対象を公立学校に限定しています。

Q 8. 県外在住ですが、県内の公立学校に籍があり、県内のフリースクール等に通っています。この場合は、対象となりますか。

A 8. 県内公立小・中学校等に在籍していれば、対象となります。

Q 9. 調査に協力とありますが、具体的にどのような内容の質問になりますか。

A 9. 調査の内容については、現在、検討しており、お子様や保護者の方が必要としている支援やフリースクール等での活動内容などを伺う予定です。

また、選択式や記述式のほか、オンラインでの回答にするなど、回答しやすいような形式を予定しています。

- Q10. 申請しようと考えていますが、アンケートの内容によっては回答したくない項目があるかもしれません。仮に無回答でアンケートを提出した場合でも、調査協力金は受けとれますか。
- A10. 調査に御協力いただくことを前提とした事業のため、無回答が多いなど、調査に御協力いただけない場合には、調査協力者としての決定を取り消すことがあります。
- また、何らかの理由で調査に協力できない事由が発生した場合は、辞退していただくことになります。
- その際、第3号様式「令和7年度フリースクール等に通う不登校児童生徒支援調査研究事業協力者の決定辞退について」を印刷し、必要事項を御記入の上、県教育委員会に提出してください。
- なお、辞退された場合は、調査協力金をお支払いすることができません。（7・8月分は調査に協力し、9・10月分を辞退した場合は、7・8月分の調査協力金をお支払いします。9・10月分はお支払いすることができません。）
- Q11. 本事業は、次年度も継続しますか。
- A11. 本事業は、本年度についての事業になります。
- 次年度以降については、未定です。
- Q12. 二人いる子供がどちらも不登校の場合は、二人分調査用紙を記入するので、二人分の調査協力金をいただけますか。
- A12. お子様一人ずつ申請していただき、それぞれ申請書類を確認させていただきます。
- 二人が調査協力者として決定された場合は、二人分の回答をそれぞれ御提出いただくことにより、二人分の調査協力金をお支払いいたします。
- Q13. 協力者決定後に、途中でフリースクールを辞めた場合は、どうなりますか。
- A13. フリースクール等の在籍が要件となりますので、調査の対象者を辞退していただくことになります。
- その際、第3号様式「令和7年度フリースクール等に通う不登校児童生徒支援調査研究事業協力者の決定辞退について」を印刷し、必要事項を御記入の上、県教育委員会に提出してください。
- Q14. フリースクール等に通っており、来月から別のフリースクール等に通うことになりました。引き続き、調査対象者として認めてもらえますか。
- A14. 申請時点のフリースクール等から別のフリースクール等に在籍を移した場合は、その時点で対象外となります。
- 次の申請時期に合わせて、改めて申請していただくことになります。
- Q15. どうしても郵送で書類を提出する必要がある場合は、どうなりますか。
- A15. 郵送で書類を提出する必要がある場合は、和歌山県教育庁学校教育局教育支援課まで送付ください。なお、簡易書留や特定記録郵便等、差出・配達証明が証明される方法をお勧めします。
- また、郵送に係る手数料及び切手代等費用は、申請者の負担となります。